

日本質的心理学会 理事会規定

第1条（理事会の目的） 本学会の発展と維持のために、理事会を置く。

第2条（理事会の構成） 理事会は、次に定める理事により構成される。

- (1) 役員選挙によって選出された理事長を含む15名の理事
- (2) 理事長が指名した理事

第3条（理事長及び常任理事の選出） 役員選挙によって選出された15名の理事の投票により、1名の理事長及び5名の常任理事を選出する。

第4条（理事長及び常任理事の任期） 理事長及び常任理事の任期は3年とし、再任を妨げない。

第5条（常任理事会の目的） 理事会には、本会の通常の運営・執行をするために、常任理事会を置く。

第6条（常任理事会の構成） 常任理事会は、次の者により構成される。

- (1) 理事長
- (2) 理事の互選によって選出された5名の常任理事
- (3) 質的心理学研究編集委員会委員長
- (4) 研究交流委員会委員長
- (5) 質的心理学フォーラム編集委員会委員長
- (6) その他理事長が指名した者

第7条（規定の改正） この規定の改正は、理事会の発議により、総会に諮り改正する。

附則 この規定は、2006年8月6日より施行する。

附則 この規定は、2019年2月16日より施行する。